

# 入所施設から地域生活への移行に関する数値目標の考え方

<p style="text-align: center;"><b>第2期</b> 障害福祉計画</p> <p style="text-align: center;">(基準時点) 平成17年10月1日</p> <p style="text-align: center;">(終了時点) 平成23年度末</p>	<p>国の基本指針</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 1割以上が地域生活へ移行</li> <li>○ 施設入所者数を7%以上削減</li> </ul>	<p>地域の実情に応じて設定</p>
	<p>東京都の考え方及び目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ グループホーム等の地域生活基盤を重点的に整備</li> <li>○ 874人(11.9%)が地域生活へ移行 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所施設の地域移行の取組促進</li> <li>・ 区市町村における地域移行の取組支援</li> </ul> </li> <li>○ 入所定員数が7,344人(基準時点)を越えない <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 入所施設における専門的支援が真に必要な障害者の利用ニーズ</li> <li>・ 都内の未設置地域において、地域生活支援型入所施設の整備を推進</li> <li>・ 既存施設入所者の地域移行促進と同時に、移行によって生じた空き定員を、都外施設の入所者や児童福祉施設における過齢者を都内施設で受け入れるために活用</li> </ul> </li> </ul>	

<p style="text-align: center;"><b>第3期</b> 障害福祉計画</p> <p style="text-align: center;">(基準時点) 平成17年10月1日</p> <p style="text-align: center;">(終了時点) 平成26年度末</p>	<p>国の基本指針(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3割以上が地域生活へ移行 (算出方法)H22.10.1現在の実績 16.6%(5年間) → 1年間:3.3% 3.3%×9.5年間(H17.10月～H27.3月) ≒ 30%</li> <li>○ 施設入所者数を1割以上削減 (算出方法)現目標:7%(6年間)⇒第3期計画分:3%(3年間)</li> </ul>	<p>これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定</p>
	<p>東京都の考え方及び目標(案)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 引き続き、地域生活基盤の整備を促進</li> <li>○ <b>国の考え方「3割」を適用した場合</b></li> <li>○ 2,204人(3割)が地域生活へ移行 → 3年間で約1,200人(年間400人)が地域移行</li> <li>○ 入所定員数は、実情を踏まえた設定が必要</li> </ul>	

※ 対象となる入所施設は、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設等(新体系に移行した施設及び新たに開設した障害者支援施設を含む。)が想定されている。

ただし、H22.10.1現在の全国実績(16.6%)には、身体障害者更生施設及び精神障害者生活訓練施設からの退所者を一部含んでいる。

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて設定する。